

はじめに

「あまりに複雑な一」というのが今回の個人情報保護法の改正の印象です。

「今回の」といっても、令和2年、令和3年と改正が続き、また施行日が複数存在するなど、改正の経緯だけでも複雑です。

令和2年改正は、時代の変化を踏まえた個人情報保護法の改正ですが、その後の令和3年の改正は令和3年5月19日公布にかかる「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」によるものです。まず、2年改正で条文の追加があり、次に2年改正を大幅に改正する50条改正があり、さらにその50条改正を改正するかたちで、51条の改正があり、順次条文が追加変更されています。

また、令和3年50条改正による条文は令和4年4月1日施行とされていますが、同時に成立した51条改正は地方公共団体の足並みをそろえる関係からか、いまだに施行日が決まっていない（成立から2年内の日）状態です。

本書では、法律として成立している51条改正（成立、公布済み）を最終確定版であると考え、条文表記は基本的に「51条改正後」として統一し、記載しています。

この一連の改正を単純化すれば、

- ① 令和2年の改正は個人情報保護法独自の視点からの改正であり、事業者の義務等に大きな変更を含む改正であるが、
- ② 令和3年改正は「デジタル社会形成基本法」に基礎を置く、我が国の各種の法制度全般の見直し（3法の統合、条例との関係整備）の観点から実施された改正ということになります。

ただし、事業者にとって最も重要な改正は、令和2年改正に集中しています。仮名加工情報、個人関連情報、漏えい報告制度といったも

のをあらたに採用しましたので、それぞれの意味するところを理解するとともに、匿名情報、匿名加工情報、統計情報などとの区分、概念相互の関係を正確に理解しないと、混乱を起こすことにもなります。

また、これらの改正の理解に当たっては、何が法的原理原則かを考えるのではなく、政府がどうしたいのかを考えるようにしてください。

特に 50 条改正、51 条改正は、制度を大きく変えている面もあり、国民にはわかりにくい面もあります。条文だけではわからない点も多く、理解するだけでもかなり難儀ではあります。複雑な改正ですので、我々もその複雑さに日々悩みながら執筆したというのが正直なところです。

本書では、令和 2 年改正で改正された項目を中心として、ただし、条文番号は、最終確定後の 51 条改正によるものとして表記しましたが、問題となる個人情報保護法の重要ポイントを、ときに図解するなどして、できるだけわかりやすく解説するようにしました。皆さまの「わからない」を解決して、今後個人情報保護対策には自信をもって対応できるように工夫を凝らしました。

ぜひ、ご活用ください。

令和 4 年 3 月

筆者一同

目 次

はじめに	1
凡例	12

第 1 章 改正の全体像

1-1	令和 2 年改正と令和 3 年改正の関係	
Q01	個人情報保護法の改正が続いて全体像が見えないのですが、どうなっていますか？	14
1-2	令和 2 年改正の概要	
Q02	令和 2 年改正法の中身はどのようなものですか？	19
1-3	令和 3 年改正の概要	
Q03	令和 3 年改正法で何が変わるのですか？	23
1-4	改正法の条文関係	
Q04	条文番号が資料によってまちまちです。改正により従前の条文番号はどう変わったのですか？	27
	◆改正個人情報保護法 重要条文照合表◆	29

第 2 章 保有個人データ

2-1	保有個人データの範囲の拡大	
Q05	これまですぐに消去していた個人データについて、今後は開示請求に対応するため、一定期間保存しておいたほうがよいですか？	32
2-2	保有個人データに関する事項の周知	
Q06	保有個人データに関する周知事項について、改正法によりどのような変更があったのですか？	35

2-3 保有個人データの開示方法

- Q07 ◦ 保有個人データの開示について、本人からデータポータビリティを求められた場合、これに応じなければならないのですか？ 39

2-4 保有個人データの安全管理のために講じた措置

- Q08 ◦ 今回の改正で、保有個人データの安全管理のために講じた措置についても本人へ周知するよう義務付けられたと聞きましたが、どこまで周知すべきなのでしょう か？ 43

2-5 利用停止・消去・第三者提供停止の要件の緩和

- Q09 ◦ 本人から、使う必要のない個人データを消去するよう求められたのですが、消去しなければなりませんか？ 48

2-6 保有個人データと他の概念との関係

- Q10 ◦ 仮名加工情報、匿名加工情報、個人関連情報は、保有個人データとなるのですか？ 51

第3章 仮名加工情報

3-1 仮名加工情報とは何か

- Q11 ◦ 個人データではなく仮名加工情報を子会社に提供しようと思いますが、問題ありませんか？ 56

3-2 仮名加工情報と匿名加工情報の差異

- Q12 ◦ 特定の個人を識別できなくした情報は、仮名加工情報と匿名加工情報のどちらですか？ 61

3-3 仮名加工情報の仮名加工方法

- Q13 ◦ どうやって加工すれば仮名加工情報になるのですか？ 66

3-4 個人情報である仮名加工情報と個人情報でない仮名加工情報

- Q14** ◦ 個人情報でない仮名加工情報は漏えいしても問題ありませんか？ 71

3-5 仮名加工情報の利用の場面

- Q15** ◦ 仮名加工情報が新設されましたが、第三者に提供できないのに利用するメリットはあるのですか？ 76
- Q16** ◦ 仮名加工情報の委託先への提供や共同利用は可能ですか？ 78

第4章 不適正な利用の禁止

4-1 不適正な利用の禁止とは

- Q17** ◦ 新たに禁止されることになった不適正な利用と違法な利用行為は違うのですか？ 82

4-2 不適正な利用の判断

- Q18** ◦ 裁判所の公告情報をデータベース化して公開しようと思いますが、問題ありませんか？ 87

第5章 漏えい等の報告

5-1 漏えい等における報告・通知

- Q19** ◦ 個人データが漏えいしてしまった場合、事業者は何をしなければなりませんか？ 92
- Q20** ◦ 顧客情報が入ったUSBメモリーを社内で保管していたのですが、見つかりません。これは、「滅失」でしょうか、それとも「漏えい」でしょうか？ また、社内といっても、外部の人が立ち入る場所でなくなった場合は、「漏えい」でしょうか？ 94
- Q21** ◦ 20万件の個人データ漏えいが発生し、本人に対し電

子メールを送信してその旨通知したのですが、そのうち5万件に通知メールが届きませんでした。このような場合でも、個人情報保護法上の義務違反となるのでしょうか？

96

5-2 漏えい等の報告先

Q22。個人データの漏えいが発生しましたが、どこに報告すればよいですか？

99

5-3 漏えい等対応ロードマップ

Q23。今回の法改正により、情報漏えいした場合のスケジュールはどのように変わりますか？

102

5-4 漏えい対応の実務的問題点

Q24。本人への通知には、何を記載すべきでしょうか？

106

Q25。個人情報保護委員会への報告の確報は、何をどこまで記載すべきですか？ 速報との違いは何ですか？

110

Q26。個人データの漏えい件数が多いのですが、コールセンターは設置すべきですか？

114

Q27。委託先が個人データを漏えいした場合、だれが個人情報保護委員会に報告すべきですか？

116

Q28。個人データの開示請求について、間違えて、Aの情報をBに、Bの情報をCに、Cの情報をDに開示してしまった場合は、個人データの漏えいになるのでしょうか？

118

第6章 第三者提供の制限

6-1 オプトアウトの規制強化

Q29。令和2年改正法で、オプトアウトに関する規制はどのように変更されたのですか？

122

🔒 6-2 オプトアウトが可能かどうかの判断

- Q30** ◦ 小学生を対象とした学習塾で、塾が小学生から取得した親の年収データを、オプトアウトにより、まったく別法人の不動産会社に提供しても問題はないですか？ 126

🔒 6-3 オプトアウトの取扱い

- Q31** ◦ オプトアウトで取得した個人データをオプトアウトで第三者に提供できますか？ 130

🔒 6-4 第三者提供記録の開示

- Q32** ◦ 情報提供先との間に秘密保持契約を締結している場合でも、第三者提供記録を開示する必要がありますか？ 132

🔒 6-5 個人データ第三者提供の実務的問題

- Q33** ◦ 子会社や関連会社に対しても脅迫行為がなされているとの理由でクレーマーの情報を子会社・関連会社と共有したいのですが、問題はありませんか？ 136
- Q34** ◦ 当社研究部門が顧客の動向調査と新商品開発のために大学の研究室と共同研究を行うことになりましたが、個人データを共有して研究してよいでしょうか？ 138

第7章 外国にある第三者への利用の制限

🔒 7-1 個人データ越境移転規制の内容

- Q35** ◦ 海外の事業者個人データを提供する場合に新たな規制はありますか？ 144

🔒 7-2 本人への情報提供

- Q36** ◦ 外国の個人情報保護制度はどうやって把握すればよいですか？ 149
- Q37** ◦ 個人データの越境移転に際して、外国の個人情報保護制度を不正確に本人に伝えた場合に罰則の適用はあり

ますか？

151

7-3 クラウドサービスの諸問題

- Q38** ◦ サーバが外国にある日本のクラウドサービス事業者
個人データを提供する場合に越境移転規制の適用はあ
りますか？ 153
- Q39** ◦ サーバがどこにあるかわからない外国のクラウドサ
ービス事業者が個人データを移転する場合は、本人への
情報提供はどのように行えばよいですか？ 個人デー
タの処理のために単にクラウドサービスを利用する場
合はどうですか？ 155

第8章 個人関連情報の第三者提供の制限

8-1 個人関連情報とは何か

- Q40** ◦ 個人関連情報にはどのようなものが該当するのです
か？ 160
- Q41** ◦ 個人関連情報を提供する事業者との間で「個人デー
タとして取得しない」という契約があっても提供先の事
業者に本人の同意を確認する必要がありますか？ 163

8-2 Cookie の取扱い

- Q42** ◦ クッキー (Cookie) について、自社サイトに掲載し
たポリシーで説明しているので、第三者提供は自由
に行ってよいのですか？ 165

8-3 同意取得した場合の記録の方法

- Q43** ◦ 個人関連情報を第三者提供する際に、同意取得はウェ
ブサイト上の「同意する」ボタンを押してもらう以上
に同意の記録を残す必要はありませんか？ 170

8-4 個人関連情報と他の概念との関係

- Q44** ◦ 個人関連情報と匿名加工情報、仮名加工情報の関係はどのように整理できますか？

174

第9章 域外適用

9-1 域外適用の対象範囲

- Q45** ◦ 海外の事業者には日本の個人情報保護法の適用はあるのですか？

178

9-2 域外適用の実効性とその対応

- Q46** ◦ 海外の事業者への規制は実効性はあるのですか？

180

第10章 罰 則

10-1 厳罰化

- Q47** ◦ 事業者が個人情報保護法違反をした場合、どのような刑罰が科されますか？

184

10-2 どのような場合に処罰されるか

- Q48** ◦ 本人からの保有個人データの開示請求を無視した事業者は処罰されますか？

188

10-3 漏えい等と処罰の関係

- Q49** ◦ 個人データが漏えいしたにもかかわらず何もなかった事業者は処罰されますか？

191

- Q50** ◦ 処罰以外に、事業者名が公表されることはありますか？ 公表されるのであれば、どのような場合に公表されるのですか？

192

第 11 章 医療・学術分野の規定の見直し

🔒 11-1 官民の規律統一化

- Q51。どのような機関に民間部門の規制が適用されるのですか？ 196
- Q52。国公立大学の病院に民間部門の規制が課されることで、これまでの治療や研究に問題はありますか？ 199

🔒 11-2 学術研究の適用除外規定の精緻化

- Q53。学術研究機関についてどのような法改正が行われたのですか？ 202
- Q54。我が国の学術研究機関には EU の GDPR の充分性認定の効力が及ばないということと、令和 3 年改正法には関係がありますか？ 204
- Q55。学術研究機関にも安全管理措置や開示等請求に関する義務は課されますか？ 206
- Q56。当社で保有する個人データについて、研究機関からウイルス研究のために提供してほしいとの要請を受けましたが、本人の同意を得ずに提供してもよいですか？ 209
- Q57。研究機関が民間企業と共同で新製品の研究開発を行う場合、「学術研究目的」には当たらないのですか？ 211

第 12 章 地方公共団体等の個人情報の取扱い

🔒 12-1 共通ルールの適用

- Q58。地方公共団体の「共通ルール」とはどのようなものですか？ 216

🔒 12-2 地方公共団体における個人情報の取扱い

- Q59。地方公共団体は、同意なく要配慮個人情報を取得でき

第13章 法律と条例の関係

13-1 法律と条例の関係

- Q60** ◦ 改正法と各自治体の個人情報保護条例はどのような関係になるのですか？ 224
- Q61** ◦ 地方公共団体が独自に厳しい義務を規定することは可能なのでしょうか？ 226

第14章 個人情報保護委員会の権限と行政機関の規制

14-1 個人情報保護委員会の権限

- Q62** ◦ 個人情報保護委員会は、行政機関に対してどのような監視権限を持つことになりますか？ 230
- Q63** ◦ 情報公開法に基づく行政機関の開示決定に対しても、個人情報保護委員会は監督するのですか？ 232
- Q64** ◦ 個人情報保護委員会が権限を委任しているか否かは、どうしたらわかるのですか？ 233

14-2 行政機関に対する規制

- Q65** ◦ 行政機関が外国にある事業者に対して個人情報を同意なく提供した場合、何か問題がありますか？ 234

付 録

- 1 個人情報保護法令和2年改正
重要ポイント対応チェックリスト 238
- 2 プライバシーポリシー雛形 242

凡 例

個人情報の保護に関する法律	個人情報保護法
個人情報の保護に関する法律施行令	施行令
個人情報の保護に関する法律施行規則	規則
行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律	行政機関個人情報保護法
独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律	独立行政法人個人情報保護法
デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律	デジタル社会形成整備法

※出版時点未施行のものも含め最新のもの（最新のものとないものについては注記する）

※個人情報保護法は法令名は原則略。ただし、最新のものとない場合はその旨明記する。

Regulation (EU) 2016/679 of the European Parliament and of the Council of 27 April 2016 on the protection of natural persons with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data, and repealing Directive 95/46/EC (General Data Protection Regulation) GDPR

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）

..... ガイドライン（通則編）

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）

..... ガイドライン（外国にある第三者提供編）

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）

..... ガイドライン（第三者提供時確認・記録義務編）

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）

..... ガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（認定個人情報保護団体編）

..... ガイドライン（認定個人情報保護団体編）

「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」

..... 「個人データ漏えい事案発生時の対応について」

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関非識別加工情報編）..... ガイドライン（行政機関非識別加工情報編）

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（独立行政法人等非識別加工情報編）..... ガイドライン（独立行政法人等非識別加工情報編）

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）

..... ガイドライン（行政機関等編）

「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に関する Q&A

..... ガイドライン Q&A

【書 籍】

「一問一答 令和2年改正個人情報保護法」（個人情報保護委員会事務局審議官佐脇紀代志編著）..... 一問一答令和2年改正

「一問一答 令和3年改正個人情報保護法」（前内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室審議官富安泰一郎ほか編著）..... 一問一答令和3年改正

「新・個人情報保護法の逐条解説」宇賀克也 宇賀



第 1 章

改正の全体像



令和 2 年改正と 令和 3 年改正の関係

Q01

個人情報保護法の改正が続いて全体像が見えないのですが、どうなっていますか？

A01

大きく言って、令和 2 年改正と令和 3 年改正があり、令和 3 年改正にはデジタル社会形成整備法 50 条の改正（いわゆる「50 条改正」）と同法 51 条の改正（いわゆる「51 条改正」）があります。

令和 2 年改正はこれまでの個人情報保護法の権利義務規定の強化や補充という改正、令和 3 年改正は個人情報保護法、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人個人情報保護法という 3 法の統一、地方公共団体との関係整備を主眼とした改正になっています。これまで複数存在していた個人情報保護制度を統一し、各省庁関係機関等から多数出ていたガイドラインも一本化するものです。

1**改正の経緯**

個人情報保護法成立から今日までの改正経緯は以下のとおりです。

- ① 平成 17 年（2005 年）個人情報保護法の全面施行
- ② 平成 27 年（2015 年）9 月改正個人情報保護法成立（平成 29 年 5 月 30 日施行）

…… 5,000 件要件廃止、要配慮個人情報、オプトアウト規制強

化、第三者提供記録義務、保有個人情報開示請求権の設置など

(平成28年(2016年)にEUにおいてGDPRが公表され、平成30年(2018年)5月から施行されました。海外との情報流通に関してはEU側が対象国の制度を検証して「十分性」が確認される必要が出てきたので日本政府が交渉を行った結果、平成31年(2019年)1月23日に個人情報保護法24条(当時)により日本政府がEU指定(同等の制度であるとの認識)を行い、同日EU側からも「十分性認定」を得ました。)

- ③ 令和2年(2020年)3月 改正個人情報保護法成立(本施行令和4年4月1日、23条2項令和3年10月1日、罰則規定令和2年12月12日に部分施行)

……仮名加工情報、個人関連情報概念の設定、デジタル開示、漏えい報告・通知義務化、本人権利強化など

- ④ 令和3年(2021年)改正(デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律)

・50条改正(国・独立行政法人等・学術研究関係)

本施行令和4年4月1日、27条2項関係令和4年1月1日部分施行

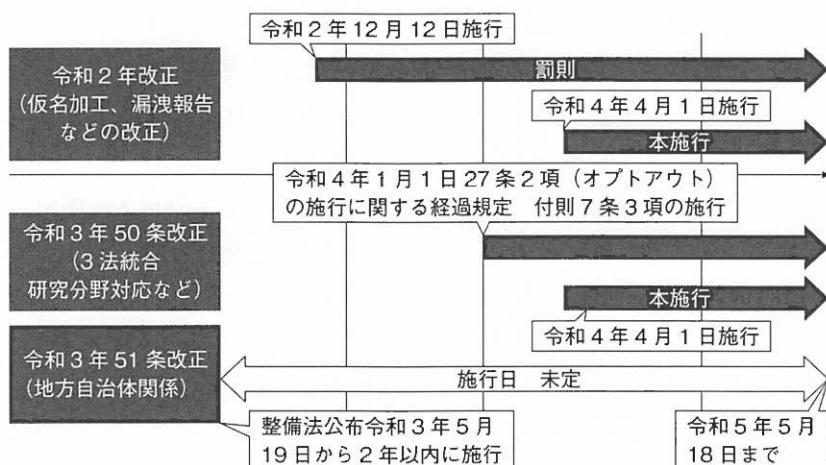
・51条改正(地方関係)

公布の日(令和3年5月19日)から2年以内の政令が定める期日に施行(関連文書では51条改正は令和5年に施行予定とされていますが政令での決定はいまだなされていません。)

個人情報保護法は、平成27年の改正法附則第12条第3項の規定を置き、3年ごとの見直しが必要であるとして、国際状況、通信技術の進展状況、個人情報を活用した産業の状況、さらには法律の施行状況

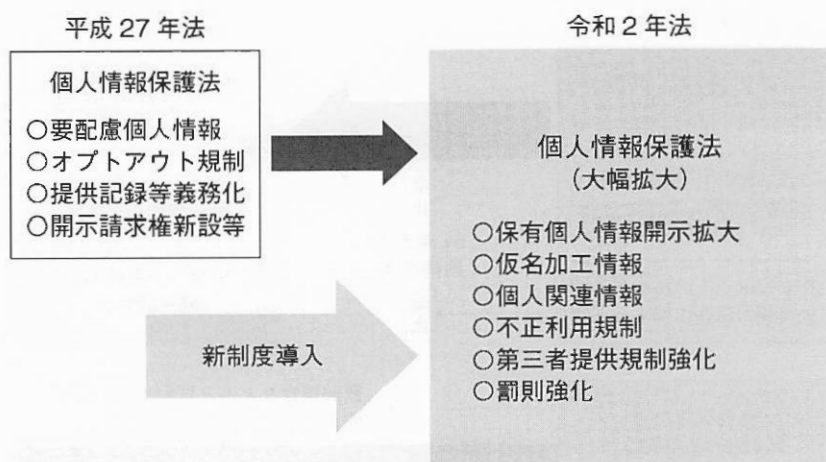
を検討して、必要な対策を検討することになっていました。

欧州では、新しい個人情報保護の法制として、欧州全体に適用となるGDPRが平成30年（2018年）5月25日に施行となりました。ここから、世界が大きく変化し、個人情報保護を強化する流れは全世界に波及し始めました。我が国でも欧州との情報交流の必要から（いわゆる十分性認定問題）も、相応の対応が求められていました。令和2年改正は、GDPRとの調整も考慮して行われたものと考えられます。



2 令和2年改正と令和3年改正の区分

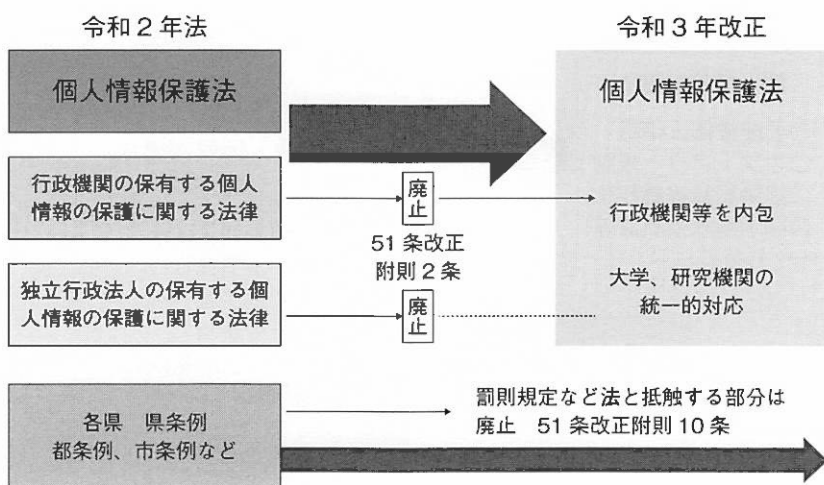
令和2年改正は、個人情報保護法の見直しの観点から、本人の権利強化、事業者規制の強化といった点に重点があります。



令和2年改正では、仮名加工情報、個人関連情報という、新しい概念を導入しました。また、不正利用の禁止、必要性がなくなった場合の消去請求などの制度も導入されています。

これに対して令和3年改正は、令和2年改正ではできなかった3法統合、制度統合の視点と、統合の結果を踏まえて、令和2年改正で足りなかった部分（科学研究における例外規定の拡充）の補充という意味がありました。制度統合は3法の統合（50条改正）と、条例との関係整備（51条改正）になります。

個人情報保護法以外の2法の廃止が法律の附則で定められていますが、実質的には、行政機関に関する規定は大幅に個人情報保護法に盛り込まれ、一本化といっても、むしろ統合した、並列的に合体、というべき内容になりました。これに対して独立行政法人については実質的に個人情報保護法が適用になるという形での統合になっています。



3 事業者に関する改正のポイント

令和2年改正は、事業者にとって重要な改正です。本人の権利を拡張し、同意を重要視している一方で、事業者には情報の取扱いに十分配慮すること（個人関連情報など）を求めるほか、開示義務を強化して透明性を確保しており、企業としての対応が必須となります。

令和3年改正は、大学、研究者、企業の研究組織にとって、情報利用を強く促進する方向での緩和が行われた結果、GDPR並みの規制緩和となり、欧米に対抗できる力をつけることが求められているといえます。

【著者略歴（五十音順）】

牧野 剛（まきの ごう）

弁護士（東京弁護士会所属）

牧野総合法律事務所弁護士法人所属

早稲田大学第一文学部卒業。一橋大学大学院修士課程修了。株式会社ジェイ・キャスト勤務。早稲田大学法科大学院修了。2015 年弁護士登録。東京地方裁判所民事調停官

主な著書：『個人情報保護法相談標準ハンドブック』（日本法令、共著）、『図解入門ビジネス 最新 GDPR の仕組みと対策がよ〜くわかる本』（秀和システム、共著）

牧野 二郎（まきの じろう）

弁護士（東京弁護士会所属）

牧野総合法律事務所弁護士法人所長

中央大学法学部法律学科卒業。1983 年弁護士登録。1990 年牧野法律事務所設立。2003 年法人改組、所長弁護士。社会保険労務士連合会個人情報保護委員会委員長

主な著書：『Google 問題の核心』（岩波書店）、『新個人情報保護法とマイナンバー法への対応はこうする！』（日本実業出版）、『個人情報保護法相談標準ハンドブック』（日本法令、共著）、『図解入門ビジネス 最新 GDPR の仕組みと対策がよ〜くわかる本』（秀和システム、共著）

森 悟史（もり さとし）

弁護士（東京弁護士会所属）

牧野総合法律事務所弁護士法人所属

早稲田大学教育学部社会科社会科学専修卒業、早稲田大学大学院法学研究科民事法学専攻修士課程修了、慶應義塾大学法科大学院修了。2012 年弁護士登録。

その他の主な資格：IT ストラテジスト、応用情報技術者、情報セキュリティマネジメント

主な著書：『個人情報保護法相談標準ハンドブック』（日本法令、共著）、『図解入門ビジネス 最新 GDPR の仕組みと対策がよ〜くわかる本』（秀和システム、共著）